2024年4月以降申込用

住宅改良開発公社提出用

保証委託申込書

一般財団法人**住宅改良開発公社**　御中　　年　　月　　日

1．申　込　者

申込者①
住 所

氏 名(自署)　　実印

申込者②
住 所

氏 名(自署)　　実印

申込者③
住 所

氏 名(自署)　　実印

担保提供者
住 所

氏 名(自署)　　実印

2．借入申込内容

借　入　先	住　宅　金　融　支　援　機　構
区　　分	1　建設　　2　購入　　3　改良　　4　償還中の引受
融　資　種　別	【新規の申込み】 □　賃貸融資（省エネ） □　賃貸融資（サービス付高齢者） □　まちづくり融資（長期建設資金） □　まちづくり融資（購入） □　賃貸改良（省エネ） □　賃貸改良（サービス付高齢者） □　その他 （種別名：　　） （※いずれかのボックスにチェック） 【償還中の引受】 □　賃貸融資（ファミリー対応） □　賃貸融資（高齢者対応） □　まちづくり融資（購入） □　ファミリー賃貸住宅 □　中高層ビル □　都市居住再生 □　その他 （種別名：　　） （※いずれかのボックスにチェック）
借入予定金額 借入予定期間	35年固定金利　　円　　年間 15年固定金利　　円　　年間 （合　計）　　円
保 証 料 方 式	□　保証料返戻なし（納付を受けた保証料は、返戻しません。） □　保証料返戻あり（公社の定める事由に該当したときに、保証料の一部を返戻します。） （※ いずれかのボックスにチェック。但し、融資種別が「災害復興宅地融資」及び東日本大震災に係る「災害復興住宅融資」の場合は、「保証料返戻あり」のご利用のみとなります。）
資金受領方法	□　分割交付　　□　一括交付　（※いずれかのボックスにチェック）
物件所在地 (登記上の地番)	

私及び担保提供者は、下記事項を約諾の上、貴公社に対し上記借入れについての保証委託の申込みをいたします。

約　諾　事　項

1　本申込みに基づく保証委託契約は、私が貴公社の定めるところにより保証料を支払った時に、私が住宅金融支援機構及び貴公社に対し負担する債務について、裏面記載の保証委託約款の内容により成立するものとすること。
2　本申込みに基づき私が負担する保証料については、特に貴公社から指定がある場合を除き、住宅金融支援機構にその支払を委託すること。
3　本申込みに基づいて、保証料領収書と一連のものとして同一内容の事項を記載する保証委託契約証書は、保証終了時まで住宅金融支援機構に預け入れること。
4　本申込書と保証委託契約証書とは、一体となって、私と貴公社の間の保証委託契約を証する書面となること。
5　本保証委託申込書を事業代行者を通じた場合、可否の結果について当該事業代行者あて回答することに同意します。

＊公社記入欄

受理番号

保証委託契約証書番号　□□□－□□－□□－□□□□□□－□□□□

保　証　委　託　約　款

（保証の範囲）
第１条　一般財団法人住宅改良開発公社（以下「公社」といいます。）は、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）との間に締結されている保証基本約定書の定めるところにより、保証委託者が機構に対し負担する債務を当該保証委託者と連帯して保証します。
２　保証委託者が公社に委託する保証の範囲は、機構の融資に係る元金、利息、延滞損害金、違約金、立替金、立替金の損害金及び回収に要した費用の合計額とします。
（保証料）
第２条　保証委託者は、公社と保証委託契約を締結したときは、公社の定めるところにより、保証料を納付しなければなりません。
２　保証委託者は、債務が確定した日にその日前に予定されていた債務が増額されたことにより保証委託契約が変更されたときは、公社の定めるところにより、相応の保証料を納付しなければなりません。
３　公社は、債務が確定した日にその日前に予定されていた債務が減額されたことにより保証委託契約が変更されたときは、公社の定めるところにより、相応の保証料を返戻します。
４　公社は、保証委託者が機構に対し期限前に債務の全部を繰り上げて返済したとき（機構から返済請求を受けた場合を除く。）は、公社の定めるところにより、相応の保証料を返戻します。ただし、保証委託者が、保証委託の申込みに際して、返戻を予定しない保証料を選択したときは、納付を受けた保証料は返戻しません。
５　公社は、前２項に規定する場合、違算による過収の場合、その他公社が定める場合を除いては、納付を受けた保証料を返戻しません。
６　公社は、保証料を返戻するときは、返戻する保証料に利息を付しません。
（保証期間）
第３条　保証期間は、保証委託者が機構に債務を負担した時（保証委託申込時において既に機構の融資を受けている保証委託者にあっては、当該融資に係る保証人と機構との間に締結されている保証契約が解除された時）から始まり、完済した時に終わります。
（保証債務の履行）
第４条　保証委託者は、公社が機構から保証債務の履行を求められたときには、公社から保証委託者に対しあらかじめ通知及び催告なくして保証債務を履行されても異議ありません。
（求償権等の行使）
第５条　公社は、保証債務を履行したときは、これに伴い求償権並びに保証委託者に対し機構が有する債権（以下この項において「原債権」といいます。）及びこれに付従する抵当権その他担保を取得し、その求償権又は原債権に基づいて、保証委託者に対しその履行を請求します。
２　前項に規定する求償権の範囲は、次のとおりとします。
一　第１条第２項の規定による公社の保証債務の履行金額
二　前号の金額に、公社が求償権を取得した日から完済に至るまでの期間の日数に応じ、年14.5パーセントの割合を乗じて計算（年365日の日割計算）して得た金額に相当する延滞損害金
３　公社が第４条の保証債務を履行した場合は、機構に対する債務者の債務について、担保提供者が機構に提供した担保の全部を公社が代位することとし、第１項及び第２項の求償権の範囲内で、公社が機構の有していた一切の権利を行使できることとします。
４　担保提供者が機構に対する債務者の債務を弁済したとき又は担保提供者が機構に提供した担保の実行がなされたときは、担保提供者は、公社に対して何らの請求をしないこととします。
（抵当権の実行）
第６条　公社は、前条第１項の規定による履行の請求をしたにもかかわらず、保証委託者がこれを履行しないときは、機構から取得した抵当権を実行します。
（報告義務）
第７条　保証委託者又はその相続人は、次の場合においては、直ちに書面をもって公社に報告しなければなりません。
一　保証委託者が死亡し、若しくは解散し、又は合併したとき。
二　保証委託者が氏名若しくは商号又は住所を変更したとき。
三　保証委託者について、支払停止若しくは手形交換所の取引停止処分があったとき、仮差押、差押、保全差押、仮処分、競売手続開始があったとき、又は破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始その他法的手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。
四　債務の内容に変更があったとき。
五　その他求償権の行使に影響のある事態が発生したとき。
六　債務が完済となったとき。
２　保証委託者又はその相続人が前項の規定による報告を欠き、又は遅滞したことにより生じた損害は、すべて保証委託者又はその相続人の負担とします。
（調査協力）
第８条　保証委託者は、公社が債務の履行状況又は抵当物件の管理状況を調査するときは、これに協力しなければなりません。
（管轄裁判所の合意）
第９条　本契約に関しての訴訟、調停及び和解については、公社の事務所の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(2024.4.2,000)